

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務局委任規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務局委任規則

第2条 教育委員会は、次ぎに掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育庁に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教育委員会規則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の高岡郡の四万十町の項を次のように改める。

四万十町	米奥小学校	平成22年4月1日
	若井川小学校	平成18年3月20日
	家地川小学校	〃
	興津小学校	平成22年4月1日
	大奈路小学校	平成18年3月20日
	北ノ川小学校	〃
	十川小学校	〃
	昭和小学校	平成22年4月1日
	興津中学校	〃
	北ノ川中学校	平成18年3月20日
	十川中学校	〃
	昭和中学校	平成22年4月1日
	四万十町立十和学校給食センター	〃

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

旧

へき地等学校等を指定する規則

へき地等学校等を指定する規則

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

(平成 16 年 3 月 20 日教育委員会規則第 2 号)

別表第 1(第 2 条関係)

別表第 1(第 2 条関係)

へき地学校等

へき地学校等


1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略	略	略
	高岡郡 四万十町	米奥小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		若井川小学校	平成 18 年 3 月 20 日
		家地川小学校	〃
		興津小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		大奈路小学校	平成 18 年 3 月 20 日
		北ノ川小学校	〃
		十川小学校	〃
		昭和小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		興津中学校	〃
		北ノ川中学校	平成 18 年 3 月 20 日
		十川中学校	〃
		昭和中学校	平成 22 年 4 月 1 日
四万十町立十和学校給食センター	〃		
略	略	略	
略	略	略	

1 級地	2 所在市町村	3 小学校、中学校及び共同調理場	4 指定日
1 級	略	略	略
	高岡郡 四万十町	米奥小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		若井川小学校	平成 18 年 3 月 20 日
		家地川小学校	〃
		興津小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		大奈路小学校	平成 18 年 3 月 20 日
		北ノ川小学校	〃
		十川小学校	〃
		広井小学校	〃
		昭和小学校	平成 22 年 4 月 1 日
		興津中学校	〃
		北ノ川中学校	平成 18 年 3 月 20 日
		十川中学校	〃
昭和中学校	平成 22 年 4 月 1 日		
四万十町立十和学校給食センター	〃		
略	略	略	
略	略	略	

(第25条関係)

24四教学第175号
平成24年7月2日

高知県教育委員会 殿

四万十町教育委員会


公立小学校の廃止届けについて

このことについて、下記のとおり公立小学校の廃止をいたしますので、学校教育法施行令第25条に基づき、お届けします。

記

1、学校

名 称	位 置
広井小学校	高岡郡四万十町広瀬583番地13

2、廃止年月日

平成24年7月1日

3、理由

児童数の減少に伴い平成19年4月1日から学校統合により休校となっています。休校後5年を経過しましたが、児童数の増加が見込めない状況にあるため廃校とします。

4、添付資料

- (1) 四万十町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の公布の写し
- (2) 配置図

へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、協同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1%
	1級地	3%
	2級地	5%
	3級地	7%
	4級地	14%
	5級地	18%

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×4%（異動から5年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）×2%（6年目）

3 へき地の級地

(1)基準点数と(2)付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。